

## 協会けんぽ

鳥取支部加入者の皆さまへ

## 協会けんぽの 保険料率が変わります

鳥取支部の健康保険料率・介護保険料率（全国一律）は、令和3年3月分（4月納付分）から以下のように変更します。

皆さまのご理解をお願い申し上げます。

令和3年3月分(4月納付分)からの協会けんぽの保険料率	
健康保険料率	介護保険料率
令和3年2月分 (3月納付分)まで <b>9.99%</b>	令和3年2月分 (3月納付分)まで <b>1.79%</b>
↓	↓
令和3年3月分 (4月納付分)まで <b>9.97%</b>	令和3年3月分 (4月納付分)まで <b>1.80%</b>

※40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）は、健康保険料率に介護保険料率が加わります。  
※3月1日以降に支給される賞与から、変更後の保険料率が適用されます。

**問い合わせ先** 協会けんぽ鳥取支部 企画総務グループ TEL 0857-25-0051

## 障害者手帳などを お持ちの方へ

## 軽自動車税減免制度

障害者手帳などの交付を受けた人や障がい者用に改造された軽自動車を所有している人は、申請によって、軽自動車税が減免されます。対象の方は、期限内に窓口で申請をしてください。



### 対象者

- 身体障害者手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている人（障がいの程度によって対象外になる場合があります。）
- 療育手帳A（または重度）の交付を受けている人
- 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人
- 車いすの昇降装置など、障がい者用に改造された軽自動車の所有者

### 申請に必要なもの

運転免許証、認印、車検証、障害者手帳など

### 申請期限

**5月24日(月)**

### 申請窓口

住民課、分庁総合窓口課

**問い合わせ先** 住民課 TEL 0859-68-3114

## マイナンバー カード 休日・時間外申請(交付)窓口

要予約

平日の開庁時間内に手続きが困難な方を対象に「休日・時間外申請(交付)窓口」を開設します。申請に必要な顔写真の無料撮影ができ、申請したカードを後日郵便で受け取ることも可能です。



- とき**
- ① 5月12日(水) 17:00～19:30
  - ② 5月23日(日) 9:00～12:00

- ところ** 住民課
- 予約方法** 電話でお申込みください
- その他** 申請に必要なものは、後日郵送でご案内します

**予約・問い合わせ先**

住民課  
TEL 0859-68-3115

## 臨床心理士に相談してみませんか？ こころの健康相談

こんな症状はありませんか？

- よく眠れない
- 家に引きこもっている
- お酒をやめたいのにやめられない
- 何もする気がしない
- イライラする
- 検査では異常がないのに体調が悪い など

### とき

5月11日(火)、7月13日(火)、9月7日(火)  
11月9日(火)、1月18日(火)、3月15日(火)

### ところ

役場本庁舎 相談室

### その他

- 予約制  
(希望時間を選択①13:30～14:30/  
②15:00～16:00)
- 相談は無料
- 秘密厳守



**申込み・問い合わせ先**

健康対策課 健康増進室 TEL 0859-68-5536